

平成24年12月7日

第2444号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 都市計画区域の変更（631・都市計画課）…………… 1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（632～634・都市計画課）…………… 1
- 道路の供用開始（635・秋田地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）…………… 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 3

公安委員会告示

- 秋田県公安委員会規則に基づく医師の指定（112・生活環境課）…………… 4

告 示

秋田県告示第631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、本荘都市計画区域及び矢島都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 由利本荘都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域

- (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
- (2) 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

（関係図面は、省略し、建設部都市計画課及び由利地域振興局建設部用地課並びに由利本荘市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
本荘都市計画及び矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 本荘都市計画及び矢島都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年12月7日

秋田県告示第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称

本荘都市計画道路（1・3・1号本荘高速線、1・3・2号本荘南高速線、3・2・5号砂子下田尻線、3・3・1号秋田本荘線、3・3・3号大内本荘線、3・4・4号停車場栄町線、3・3・6号本荘横手線及び3・3・9号
 駅東中央環状線）の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 なし

3 都市計画の変更年月日 平成24年12月7日

秋田県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類及び名称

五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 五城目都市計画の区域

3 都市計画の変更年月日 平成24年12月7日

秋田県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	河辺阿仁線	秋田市河辺三内字曾場台7番18から字田尻面107番2まで

2 供用開始の期日 平成24年12月7日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年12月7日から同月20日まで

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借事業名

秋田県地理情報システムサーバ及び管理端末機器賃貸借

(2) 借入物品名及び数量

サーバ及び管理端末機器 一式

(3) 借入物品の仕様等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

平成25年1月15日（火）

(5) 賃貸借期間

平成25年2月1日から平成30年1月31日まで

(6) 借入物品の設置場所

仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 主たる営業所を秋田県内に有すること。
- (3) 秋田県のOA機器調達及び構築・運用保守業務を受注した実績があること。
- (4) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された秋田県物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登載されていること。
- (5) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班(電話018-860-2419)

- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年12月7日(金)から同月14日(金)までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年12月19日(水)午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

- (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

- (4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

- (5) その他

詳細は入札説明書による。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から申請があった土地改良事業(維持管理事業)計画の変更について、平成24年11月27日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月7日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(赤平地区全工区農地集積加速化基盤整備事業)換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年12月7日から平成25年1月10日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧場所

秋田市河辺市民サービスセンター

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第112号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び同法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年秋田県公安委員会規則第8号）第2条の規定に基づき、次の医師を指定したので、同規則第3条の規定により告示する。

平成24年12月7日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
中神 卓	大館市立総合病院神経精神科	大館市豊町3番1号	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
清水 徹男	秋田大学大学院医学系研究科病態制御医学系精神科学講座	秋田市広面字蓮沼44番地2	
杉田 多喜男	横手興生病院	横手市根岸町8番21号	
澤石 由記夫	秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
稲庭 千弥子	今村病院	秋田市下新城野字琵琶沼124番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者
菅原 純哉	稲庭クリニック	秋田市南通亀の町2番21号	
杉田 多喜男	横手興生病院	横手市根岸町8番21号	

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）